

工事一時中止に係るガイドライン 【土木工事版】

平成27年10月
(令和2年10月改訂)
山口県土木建築部

目次

1	工事一時中止に係るガイドライン策定の目的	1
2	発注者の中止指示義務	1
3	工事を中止すべき場合	1
4	工事の一時中止に係る基本的な流れ	3
5	中止の指示・通知	4
	(1) 発注者の中止権	
	(2) 工事の中止期間	
6	基本計画書の作成	4
	(1) 基本計画書の記載内容	
	(2) 管理責任	
	(3) 発注者による確認	
7	請負代金額及び工期の変更	5
	(1) 請負代金額の変更	
	(2) 工期の変更	
8	増加費用の考え方	6
	(1) 準備工着手前に中止した場合	
	(2) 準備工期間に中止した場合	
	(3) 本工事施工中に中止した場合	
9	増加費用の積算	8
	参考	9

1 工事一時中止に係るガイドライン策定の目的

公共土木工事の設計変更・契約変更に係る手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」【土木工事版】（山口県土木建築部）によることとしています。

本ガイドラインは、設計・契約変更の中でも工事請負契約書(以下「契約書」という。)第20条(工事の中止)による工事の一時中止について発注者、受注者双方が適切な対応を行うよう策定するものです。

2 発注者の中止指示義務

受注者の責に帰すことができない事由により、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合には発注者が工事を中止させなければ、工事中止に伴い必要となる工期又は請負代金額の変更が行われず、負担を受注者が負うこととなります。

このため、発注者は、工事の全部又は一部の一時中止を書面により受注者に指示しなければなりません。また、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を確保する必要があります。

- 工事を一時中止する場合は、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知します。
- 工事現場を適正に維持管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- 施工可能と認めたときは、工事の再開を指示しなければなりません。

3 工事を中止すべき場合

次に該当するときは、契約書に基づき、工事の全部又は一部の施工を一時中止します。

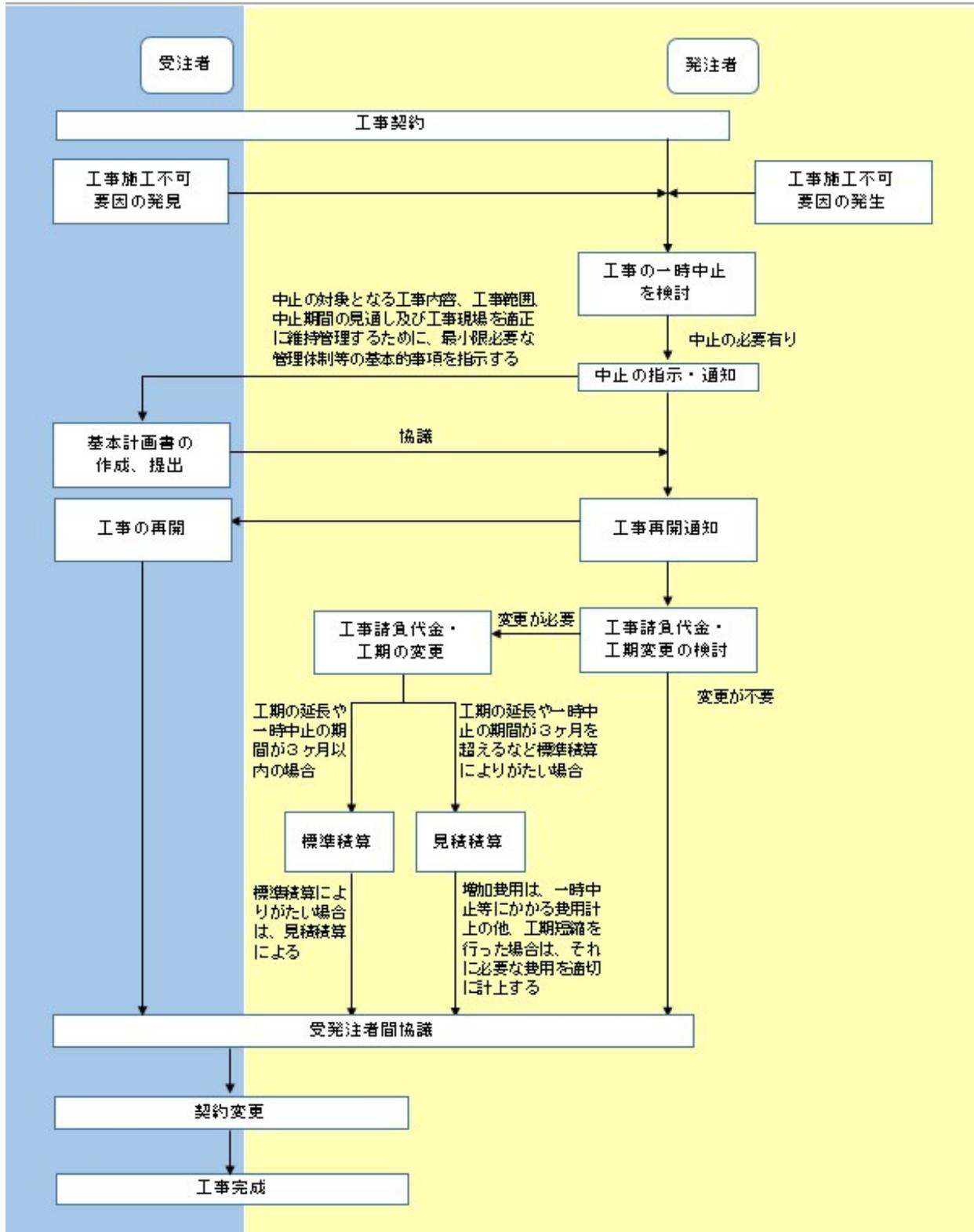
- 発注者の義務である工事用地等（施工上必要な用地）の確保が行われていない場合。（契約書20条第1項）
⇒支障物件撤去の遅延等により施工上必要な用地の確保ができない場合等。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工できない場合。（契約書第18条）

- ⇒当初想定した支持地盤が軟弱なため、当初設計のとおり施工を続けることができない場合等。
- 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合。(契約書20条第1項)
- ⇒暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、反対運動等の妨害活動、埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び新たに発見された場合等。
- その他、必要と認められるとき(契約書20条第2項)
- ⇒関連工事の遅延により工事を施工できない場合等。

<留意事項>

- 工事の一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味します。
- 工事を全面的に一時中止している期間は、主任技術者及び監理技術者の専任を要しません。
- 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延長となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

4 工事の一時中止に係る基本的な流れ



5 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければなりません。（契約書第20条）

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示する必要があります。

(1) 発注者の中止権

○発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができます。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。

○工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られます。

(2) 工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなりますが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いため、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要があります。

また、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければなりません。

このことから中止期間は、中止を指示したときから中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなります。

6 基本計画書の作成

受注者は、発注者から工事の一時中止の指示があった場合、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得る必要があります。〔共通仕様書1-1-13〕

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにします。

また、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容

に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議することが必要です。

(1) 基本計画書の記載内容

基本計画書には必要に応じ、以下の内容について記載する必要があります。

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ・工事再開に向けた方策
- ・工事一時中止に伴う増加費用及びその算定根拠
- ・基本計画に変更が生じた場合の手続き

(2) 管理責任

- 一時中止した工事現場の管理責任は、受注者に属します。
(契約書第16条2項「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。」)
- 受注者は、基本計画書において工事現場の管理責任に係る旨を明らかにしなければなりません。

(3) 発注者による確認

発注者は基本計画書について特に以下のことを確認する必要があります。

- ・現場の安全確保に関する内容が適正であるか
- ・増加費用が「客観的に必要がある」と認められるか
- ・増加費用及びその算定根拠が適正であるか

7 請負代金額及び工期の変更

発注者は、工事を中止した場合において、基本計画書に基づく受注者の増加費用について精査し、中止がごく短期間の場合や部分的である場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行います。

なお、発注時点で工事用地確保の未了や関連工事との輻輳等により工程への影響が想定され、施工条件書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している場合、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額及び工期は原則として変更の対象としません。

(1) 請負代金額の変更

- 発注者は、増加費用について、受注者から請求があった場合に負担します。
- 受注者は、増加費用の請求にあたっては、基本計画書に基づき中止期間中に実施した内容が確認できる資料(見積含む)を提出し、発注者はその内容の確認を行います。
- 増加費用の積算は、工事再開後、速やかに受発注者が協議して行います。
- 発注者は、中止した工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に増加費用を計上します。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなします。

(2) 工期の変更

- 工事全体を一時中止した場合、工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間とします。
- 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もあることから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延長することも可能とします。
- 工事の一部を一時中止した場合は、影響期間について工期延長することとします。

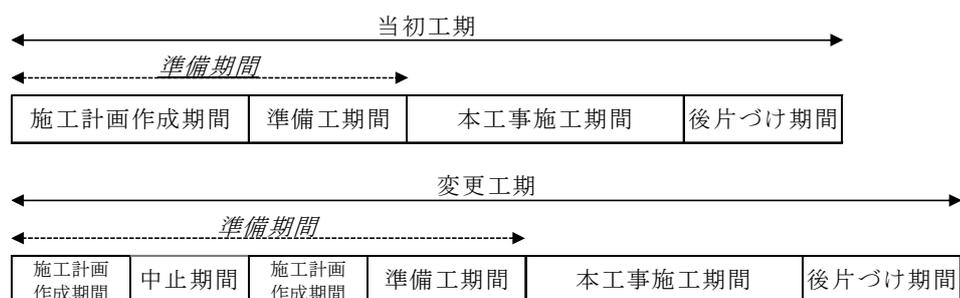
8 増加費用の考え方

増加費用は、発注者が一時中止を指示した後、受注者が基本計画書に基づいて実施した結果、必要とされた費用について、受注者から請求があった場合に算定することとします。

増加費用の計上（請負代金額の変更）は、準備工着手後に中止した場合を原則とし、準備工着手前の増加費用に関するトラブルを回避するため、契約図書に制約となる条件の明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、契約後速やかに現場事務所設置時期などを確認し、十分な調整を行う必要があります。

(1) 準備工着手前に中止した場合

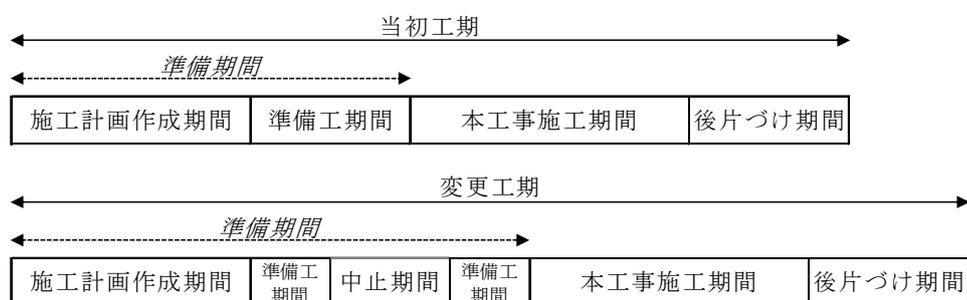
- 準備工着手前とは、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。



○一時中止及び工期延長に伴う増加費用は計上しません。

(2) 準備工期間に中止した場合

○準備工期間とは、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいいます。



○増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されますので、受注者が基本計画書に基づき実施した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定します。

(3) 本工事施工中に中止した場合

増加費用として積算する範囲は、（ア）工事現場の維持に要する費用、（イ）工事体制の縮小に要する費用、（ウ）工事の再開準備に要する費用、（エ）工期延長となる場合の費用、とします。

（ア）工事現場の維持に要する経費

○中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等

○中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（イ）工事体制の縮小に要する経費

○中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

○工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の転入に要する費用等

(エ) 工期延長となる場合の費用

○工期延長となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

9 増加費用の積算

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して決定します。

積算については、「設計標準歩掛表－第 I 編総則－第10章工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算」（以下「標準積算」という。）により「率計上項目」及び「積上げ項目」を計上して算定します。

ただし、工期の延長や一時中止の期間が3か月を超える場合又は標準積算により難しい場合は、増加費用に係る見積により、増加費用を計上して算定します。

【積算にあたっての留意事項】

○基本計画書に基づき実施した現場の維持等の費用に係る見積と標準積算による費用に乖離が見られる場合は、率計上によらず見積を精査した上で積上げによる等、適正な積算に努めること。

参考

《過去に発生した不適切な事例》

【事例1】 契約後準備工着手前に中止した場合

関連する先行工事が完了していなかったため、長期間着手できなかったが、中止の指示が出されなかった

⇒契約書第20条第2項に該当

＜必要な対応＞

- ・発注時期の検討。
- ・施工条件書に明示した関連する別途発注工事による施工時期の影響等に変更があり、着手不可能期間が大幅に延長した場合は中止を指示する。
- ・必要に応じて基本計画書の作成を指示する。
- ・準備工着手前の中止の場合、増加費用は計上しない。
- ・中止した期間の工期変更を行う。
- ・中止期間中の主任技術者等の専任は不要となる。

【事例2】 準備工期間中に中止した場合

準備工着手後、支障物件の撤去が遅れたため長期間現場に着手できない状況が続いたが、中止の指示がなかった。

⇒契約書第20条1項に該当

＜必要な対応＞

- ・工事発注前に支障物件の所有者と事前に十分な調整を行う。
- ・施工条件書に明示した支障物件の移設時期に変更があり、着手不可能期間が大幅に延長した場合は、中止を指示する。
- ・基本計画書の作成を指示する。
- ・基本計画書の内容を確認する。
- ・基本計画書に工事現場等の維持に要する費用の計上がある場合は、客観的に必要なものかを精査する。
- ・工事再開後、増加費用の請求があった場合、中止期間中の実績に関する資料の確認を行う。
- ・必要と認められた場合は増額変更。（見積による積算）
- ・中止した期間の工期変更を行う。
- ・中止期間中の主任技術者等の専任は不要となる。

【事例3】 本工事施工中に中止した場合

本工事着手後、当初設計の工法では地域の通行に支障が生じることが判明し、設計変更の必要が生じた。工法決定まで数ヶ月間要したが中止の指示がなかった。

⇒契約書第20条第1項に該当

＜必要な対応＞

- ・ 工事発注前に設計成果品の精査を十分に行う。
- ・ 変更設計に要する期間について中止を指示する。
- ・ 基本計画書の作成を指示する。
- ・ 基本計画書の内容を確認する。
- ・ 基本計画書に工事現場等の維持に要する費用の計上がある場合は、客観的に必要なものかを精査する。
- ・ 工事再開後、増加費用の請求があった場合、中止期間中の実績に関する資料の確認を行う。
- ・ 必要と認められた場合は増額変更。(標準積算又は見積による積算)
- ・ 中止した期間の工期変更を行う。
- ・ 中止期間中の主任技術者等の専任は不要となる。